

各民間保育所設置者・施設長様

川 崎 市 こ ど も 未 来 局
保育・幼児教育部保育第 1 課長

公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 8 年度より市内保育所における風水害への対応等が変更になったことに伴い、公定価格における土曜日閉所減算の取扱いが変更となりましたので、次のとおり通知いたします。

1 土曜日閉所減算の要件と額の算定方法

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）について、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用します。

また、開所していても保育の提供をしていない場合は、閉所しているものとして取り扱います。

また、他の特定教育・保育施設等との土曜日の共同保育（以下「共同保育」という。）を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱います。

なお、共同保育の実施について、本市においては、例外的な取扱いとし、1 施設当たりの利用人数が少なく効率的な運営が必要なことや距離的な要件等を満たす場合に限り認めることとしており、別途市への協議が必要となります。

(2) 調整額の算定方法

調整額は、適用される⑥基本分単価、⑦処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）、⑧ 3 歳児配置改善加算、⑨ 4 歳児以上児配置改善加算、⑩ 1 歳児配置改善加算、及び⑫夜間保育加算の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とします。（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

【令和 8 年度時点】

定員区分	月に 1 日土曜日 を閉所	月に 2 日土曜日 を閉所	月に 3 日土曜日 を閉所	全ての土曜日を 閉所
20 人～80 人	$-(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑫) \times 1/100$	$-(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑫) \times 3/100$	$-(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑫) \times 4/100$	$-(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑫) \times 5/100$
81 人～				$-(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑫) \times 6/100$

2 土曜日閉所減算の本市における取扱いについて

- (1) 上記1の(1)と(2)で閉所する日を算定する当該月の土曜日には、本市において原則、特定教育・保育の提供を行う日としていない国民の祝日及び休日のほか、年末年始(12月29日～1月3日)を除くものとします。
- (2) 上記1の(1)のとおり、開所していても保育の提供をしていない場合は、閉所しているものとして取り扱います。ただし、事前には保育の利用希望があったものの、施設を利用する保育認定子どもの全てが当日にキャンセルをしたことにより、保育の提供をしていない場合等は土曜日閉所減算の対象とはしません。当日キャンセルについては、開所扱いとなりますが、保護者が申し込みを行ったことが分かる書類や保育士等の出勤記録など開所したことがわかる書類を指導監督等を通じて確認いたします。
なお、ここでのいう保育の提供には、土曜日に運動会や遠足、入園式や卒園式など保育認定子どもの参加を前提とした行事を行った場合を含むものとします。ただし、保護者会、説明会等、保育認定子どもの参加を前提としていない行事の場合には、保育の提供とは言えないため、対象外とします。
また、台風の接近等に伴い、「市内保育所における台風等による風水害への対応について(8川こ保1第609号)」に則り、臨時休園とした場合については、開所したものとして取り扱い、土曜日閉所減算は適用しないものとします。また、当初から利用児童がおらず、閉園を予定した場合も同様の取り扱いとします。
- (3) 上記1の(1)の共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合について、A施設を利用する保育認定子どもの利用はないものの、B施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育の確保のため、A施設を供する場合には、A施設は土曜日に閉所しているものとして取り扱い、B施設は土曜日に開所しているものとして取り扱うこととします。
- (4) 市加算運営費の週40時間勤務保障保育士雇用費について、土曜日の開所を前提とした加算であることから、その月全ての土曜日を閉所とした場合は、当該月は本加算についても対象外となります。

3 土曜日閉所減算認定申請書の取扱いについて

本市における土曜日閉所減算認定申請書の取扱いについては、多くの施設で月々の状況が異なることが予想されることから、土曜日閉所減算が各年度、初めて適用される翌月までに別紙申請書を提出いただき、その後の状況におきましては、毎月の給付費の請求や指導監督等を通じ本市で把握してまいります。

4 その他

本通知の発出をもって「公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて(通知)」(令和2年10月27日付2川こ保1第682号)は廃止となります。

(保育第1課)

電 話 044-200-2662

E-mail 45hoiku@city.kawasaki.jp